

## 技術提案付き受注希望型競争入札試行要領

平成 16 年 3 月 19 日監技第 327 号

(最終改正：平成 22 年 3 月 29 日付 21 建政技第 418 号)

### (趣旨)

第 1 この要領は、県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「建設工事等」という。）の受注希望型競争入札のうち、設計技術や施工方法等に関しての技術提案（以下「技術提案」という。）を求め、適切な提案を行った入札者の中から落札者を決定する入札方式（以下「技術提案付き入札方式」という。）に関する公告、提出書類及び審査手続等を以下のとおり定める。

### (入札の公告)

第 2 発注機関の長は、対象となる建設工事等を技術提案付き入札方式に付するときは、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領又は建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札実施要領に定めるもののほか、次の事項を様式 1-1 又は様式 1-2 により公告するものとする。

- (1) 入札参加者が、入札時に提出する技術提案等の書類
- (2) 入札参加者が、契約人となった場合に遵守すべき技術提案等に関する事項
- (3) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

### (事前協議)

第 3 発注機関の長は、本要領により入札を実施しようとする時は、事前にその発注方式を主務部局長（以下「部局長」という。）に（様式 1-3）により協議するものとする。

2 部局長は、前項の協議について関係課長等からの意見を徴し、（様式 1-4）により発注機関の長に回答するものとする。

### (技術提案等を求める事項)

第 4 発注機関の長は、入札にあたり入札参加者に対して技術提案及び配置技術者に求める要件（以下「技術提案等」という。）を付す場合は、その内容を建設工事請負人等選定委員会の審議に付し決定するものとする。

(1) 技術提案は、次に掲げる事項から建設工事等毎に決定する。

#### 1) 建設工事

- ア) 施工技術（設計技術）に係る提案
- イ) 安全管理に係る提案
- ウ) コスト縮減策に係る提案
- エ) 工事現場及び周辺環境の保全に係る提案
- オ) その他技術提案を求めるにふさわしい提案

#### 2) 委託業務

- ア) 設計技術に係る提案
- イ) 安全性の確保、耐久性の向上に係る提案
- ウ) 地域住民の利便性に対する配慮
- エ) その他技術提案を求めるにふさわしい提案

(2) 配置技術者に求める要件は、次に掲げる事項から建設工事等毎に決定する。

- ア) 主任（監理）技術者又は管理技術者の資格

イ) 主任（監理）技術者又は管理技術者等としての実績

**（契約人となった場合に遵守すべき技術提案等に関する事項）**

第5 本要領に基づいた建設工事等を受注した契約人は、契約にあたり次に掲げる手順で実施するものとする。

- (1) 契約にあたり、以下の書類を提出し、発注機関の長の承認を得ること。なお、入札時に提出した配置技術者を原則として変更することはできない。
  - ア) 配置技術者の氏名、生年月日、資格、業務歴等を記した書類
  - イ) 配置技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書類
  - ウ) 配置技術者を補助する技術者の書類（ア、イと同様）
  - エ) 実施工程表
- (2) 施工計画書（業務計画書）の提出にあたり技術提案を満たす次の書類を提出すること。  
なお、入札時に提出した技術提案を変更することはできない。
  - 1) 建設工事
    - ア) 施工に必要な全ての詳細設計図
    - イ) 詳細設計の根拠となる設計計算書、構造計算書、数量計算書
    - ウ) 積算内訳書及び積算の根拠や内訳書の説明に必要な資料
    - エ) 全ての下請負人の商号、代表者名、住所が記載された書類
    - オ) 全ての下請負人の作成した見積書
    - カ) 建設業法第24条の7に規定する記載事項等を満たした施工体制台帳、施工体系図
  - 2) 委託業務
    - ア) 技術提案の具体的手法
    - イ) 技術提案の根拠となる詳細な資料
    - ウ) 業務の進め方（フロー図）
- (3) 発注機関の長は、契約人から提出された（2）の技術提案について、これを適当と認めた場合は承認する。
- (4) 契約人は、（3）の発注機関の承認を受けた後に建設工事等に着手できる。

**（入札時に提出する技術提案等の書類）**

第6 入札参加者は、入札書とともに、入札公告に指定された事項で、技術提案を具体的に記載した次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 入札公告に指定された事項で、技術提案を具体的に記載した次に掲げる書類
  - 1) 建設工事
    - ア) 技術提案書（様式1-5、A4縦、記載方法は任意）
    - イ) 技術提案を示す図面（A1版を原則）
    - ウ) 技術提案等に関する設計計算書及び数量計算書
    - エ) 技術提案等にもとづく積算内訳書及び積算の根拠や内訳書の説明に必要な資料
    - オ) 入札参加者の技術提案の内容に沿って作成した工事費内訳書
  - 2) 委託業務
    - ア) 技術提案書（様式1-5、A4縦、記載方法は任意）
    - イ) 技術提案の根拠となる詳細な資料
    - ウ) 業務の進め方（フロー図）
- (2) 前号エ、オについては、技術提案書の審査により失格とされた場合は開封しないため、中封筒に入れ封印する。

- (3) 配置する主任技術者等に求めた技術要件及び入札参加者の会社と直接かつ恒常的な雇用関係を有することを証する書類
- ア) 配置技術者に関する資料（様式1-6）
  - イ) 主任（監理）技術者又は管理技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書類
  - ウ) 主任（監理）技術者又は管理技術者を補助する技術者を設ける場合は、ア、イに準じる書類

**（入札時に提出する技術提案等の審査）**

第7 発注機関の長は、開札にさきだち入札時に提出された技術提案等に関する書類について、審査を行う。

- 2 技術提案等の審査は、部局長が設置する技術評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- 3 委員会の委員長及び委員の構成は次のとおりとする。

区 分	委 員 長	委 員
本庁	事業担当課長又は建設政策課技術管理室長 (建築工事等にあつては、これによらないことができる)	当該業務担当課及び建設政策課の職員の中から部局長が指定する職員
現地発注機関	—	発注機関職員の中から部局長が指定する職員
その他、専門的知識を有する者	—	県が委嘱している委員、該当業務に関する学会及び技術士会などの会員、並びに専門的な知識を有する技術職員の中から部局長が指定する者

- 4 委員長は、技術提案書の評価者として、本庁の委員の中から3名以上、現地機関の委員の中から2名以上、その他専門知識を有する者の中から2名以上を指定するものとする。
- 5 委員会は、評価者の意見を徴して審査し、技術提案書の審査結果表（様式1-7）を作成するものとする。
- 6 技術提案等の審査要領は、別途定める。
- 7 技術提案等の審査の結果は、主務部建設工事請負人等選定委員会の審議に付し決定する。
- 8 技術提案等の審査が決定するまで入札書及び内訳書等は開封してはならない。

**（審査により失格となった者に対する理由の説明）**

第8 発注機関の長は、技術提案等提出者のうち 審査により失格（以下「要件失格」という。）となった者に対して、「様式1-8」により要件失格とした旨の通知を行うものとする。

- 2 要件失格とされた者は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に発注機関の長に対して、書面（様式自由）により、要件失格とした理由についての説明を求められることができるものとする。
- 3 発注機関の長は、要件失格の理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に「様式1-9」により回答するとともに、部局長に「様式1-10」により報告するものとする。

**（開札）**

第9 発注機関の長は、技術提案等の審査が決定した後に入札書及び第6（1）エ、オに定める

内訳書を開封する。

- 2 開封により最低価格入札者を落札候補者とし、当該要件の審査を行い後日落札する旨を宣言する。

#### (技術提案の帰属等)

第10 契約人が提出した技術提案の権利は、当該建設工事等に関する部分については、発注機関に属するものとする。

なお、契約人が他の建設工事等でその成果を使用することを妨げない。

- 2 契約人以外の入札参加者の技術提案は、入札参加者の権利に属するため、許可を得ることなく発注機関はこれを使用することはできない。
- 3 入札参加者の技術提案の費用は、入札参加者が負担する。

#### (技術提案に係る契約変更)

第11 入札公告した基本的な建設工事等の仕様や性能等に変更がない限り、技術提案に係る内容については直ちに契約変更の対象とはならない。

- 2 契約人の責により生じた技術提案の訂正や建設工事等の改造の費用は、契約人が負担する。

#### (入札の無効及び契約の解除)

第12 要領第6に定める書類を提出しない者が入札した入札書は、無効とする。

2 要領第6(1)エ、オが中封筒に入っていない者が入札した入札書は、無効とする。

3 発注機関の長は、契約人が実施した技術提案が入札時の仕様や条件を満たさない場合は、必要な改善を求めるとともに、やむをえないと判断する場合は契約を解除できる。

#### (低入札価格調査)

第13 本要領に基づく建設工事等は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」の対象としない。

#### (準用)

第14 この要領に定めのない事項は、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領及び建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札実施要領を準用する。

なお、重複する事項については、本要領が優先する。

#### 附 則

本要領は、平成16年3月22日から施行する。

#### 附 則

本要領は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

本要領は、平成18年9月1日から入札公告するものに適用する。

#### 附 則

本要領は、平成18年11月1日から入札公告するものに適用する。

#### 附 則

本要領は、平成20年4月1日から入札公告するものに適用する。

#### 附 則

本要領は、平成22年4月1日から入札公告するものに適用する。